



7 課税標準とは？

この章では、税額計算の基礎となる「課税標準」について、その概要を説明します。

課税標準とは、税額計算の基礎となる金額のことをいいます。この合計額(課税標準額といいます。)に税率を掛けて課税売上げに係る消費税額を算出します。

消費税の課税標準は、課税対象となる取引の区分に応じ、次のようになります。

| | | 課税標準 | | |
|--|------|---|-------------------------|----------------------------|
| | 国内取引 | 課税資産の譲渡等(注1)の対価の額(消費税額及び地方消費税額を含まないが、個別消費税(注2)の額を含む。) | | |
| | 輸入取引 | 課税対象となる 外国貨物の 引取価額 | = 関税課税 価格 (C.I.F) | + 個別 消費税額 (注2) + 関税額 |

国内取引における「課税資産の譲渡等の対価の額」とは、対価として收受する又は收受すべき一切の金銭及び金銭以外の物、若しくは権利その他経済的な利益の額をいいます。一般的には当事者間で授受することとした対価の額が、課税標準になります。(注3)

ポイント

◎課税標準には対価として得たもの全てが含まれます。



もっとくわしく

「みなし譲渡」の場合……

- 個人事業者が事業に使用していた資産を、家事のために消費・使用した場合(注4)は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準となります。
- 法人がその役員に対して、資産を贈与又は著しく低い対価により譲渡した場合は、その時における資産の価額に相当する金額が課税標準になります。

課税資産と非課税資産の一括譲渡の場合……

- 例えば建物と土地を同一の者に対して同時に譲渡した場合は、その譲渡の対価の額を合理的に区分した金額が、それぞれの譲渡の対価の額となります。(注5)

外貨建ての場合……

- 外貨建ての取引に係る資産の譲渡等の対価の額は、所得税又は法人税の課税所得金額の計算において、外貨建ての取引に係る売上金額その他の収入金額につき、円換算して計上すべき金額が課税標準となります。

注1

特定資産の譲渡等(参照→P50)を除きます。

注2

課税標準に含まれる個別消費税とは、酒税、たばこ税、揮発油税及び石油石炭税等の間接税をいいます。なお、利用者等が納税義務者となっているゴルフ場利用税及び軽油引取税等については、課税資産の譲渡等の対価の額と区分して請求している場合、課税標準に含まれません。

注3

特定課税仕入れがある場合についてはP51をご参照ください。

注4

個人事業者が事業を廃止し、その事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものと取り扱われます。

注5

合理的に区分されていない場合は、資産の譲渡時における価額を基礎として計算します。

